東日本大震災等による水道料金減額申込書

申込日　　年　　月　　日

（宛先） さいたま市水道事業管理者

さいたま市給水条例第40条第2項に規定する水道料金の減額を受けたいので、さいたま市給水条例施行規程第22条第3項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、水道料金の減額事由が消滅又は変更があったときは、直ちにその旨を届け出ます。

また、減額事由が生活扶助受給又は支援給付受給による場合は、水道事業管理者が減額事由の確認に必要な範囲において、当該受給状況等を各区役所福祉課に照会し、回答を得ることに同意します。

申込者	住　所	さいたま市　　区
		方書・部屋番号
	フリガナ	
	氏　名	
	電話番号	
	使用者番号	
	減額を必要とする事由	東日本大震災に伴う避難 ・ 福島第一、第二原子力発電所の事故に伴う避難
	申込区分	新規申込み ・ 減額事由の変更 ・ 市内間転居 ・ 名義変更
	被災された住所	

注意事項

1　申込者と水道使用者（給水契約者）が異なる場合は、水道料金の減額はされません。
　ただし、さいたま市給水条例第3条第2号に規定する「共同住宅用」の給水装置を設置している物件に申込者がお住まいの場合は、この限りではありません。この物件にお住まいで減額を申し込む場合は、水道料金を取り扱う大家、管理会社、管理組合等に市から請求される水道料金が減額されたものとなることの同意を得て、下欄に記名をしてもらってください。同意欄にご記入いただいた料金取扱者に減額の開始及び終了時期をお知らせするための文書を送付いたします。
2　水道と下水道を使用されている方の場合、水道料金の減額を申し込めば下水道使用料も同時に減額又は免除されます。水道料金の減額事由の消滅又は変更を届け出た場合も同様です。
3　減額事由が非課税世帯該当による場合は、世帯構成届出書（様式第18号）の提出が必要です。

大家、管理会社、管理組合等、料金取扱者の同意	住　所	
	氏　名	
	連絡先電話番号	（担当者）

以下さいたま市使用欄　　受付第　　号

受　付　日

共同住宅	世帯
減額認定世帯数	世帯
適用開始月	月分
検針月	偶数 ・ 奇数

水道局所管担当

受付者	取扱員	係長	所長補佐	所長
認定日				